

# 熊本県動物愛護管理推進計画の概要

## 推進計画策定の根拠等

- 動物愛護管理法の改正(H17.6)  
国→基本指針を策定(H18.10 告示)  
県→基本指針に則した推進計画を策定
- 計画期間  
平成20年度から10年間
- 対象地域  
熊本県全域(熊本市を含む)
- 概ね5年後を目途に見直し

## 計画の基本的な考え方

- 計画策定の趣旨  
・本県の動物愛護管理に係る諸問題の整理と総合的、効果的な施策推進を図る。
- 計画で対象とする動物の範囲  
・人に身近な犬、ねこ及び人に危害を与えるおそれの高い特定動物  
・本計画の推移、社会情勢に応じて再検討を加える。
- 施策推進のための考え方  
・動物を好む人と好まない人が相互に理解し合い、人と動物とが共生できる地域づくり  
・動物愛護管理に関わるいろいろな主体の協働による施策展開
- 基本方針  
1 飼主、県民、行政等の協働による施策推進を図る  
2 人と動物が共生する地域づくりを目指す
- 動物愛護管理に係る主な主体の責務  
・飼い主 ・動物取扱業者  
・行政 ・県民

## 施策の展開

### 飼主に関わる施策

- 飼い主への啓発等  
・飼い主としての負担と責任について周知啓発  
・犬の登録、予防注射の徹底  
※狂犬病予防注射接種率 70% → 80%  
・ねこの屋内飼養等の普及啓発  
・鑑札、注射済票装着の周知徹底  
・避妊、去勢措置の必要性の周知啓発  
・マイクロチップ等個体識別措置についての周知
- 特定動物の飼い主に対する対策  
・マイクロチップ等個体識別措置の実施指導  
・法令に沿った飼養環境保持の啓発

### 県民に関わる施策

- 動物愛護管理に関する意識の普及啓発  
・学校等と連携した啓発事業の推進  
・地域の取組みへの技術的な支援
- 人と動物との共通感染症対策  
・獣医師会、学校、PTA 等との協力による正しい知識の普及啓発  
・輸入動物による人と動物との共通感染症についての普及啓発
- 災害発生時の対応方策  
・市町村との連携による避難所でのルールづくり  
・ボランティアとの連携による一時預かりなど受入体制の仕組みづくり

### 行政に関わる施策

- 引取数及び捕獲数の減少への取組  
・終生飼養、法令遵守の普及啓発  
・犬、ねこの引取を求める県民が自ら新しい飼い主を探す努力を促す。  
目標：犬、ねこの引取数の半減を目指す。  
(県全体、現在：約 1,600 頭)
- 譲渡、返還の推進  
・引取犬等に関する情報の提供システムの検討  
・保健所や市町村間の情報の共有化  
・動物愛護団体等ボランティアとの連携による譲渡と返還推進の仕組みづくり  
・保健所での収容期間の延長の取組み

### 動物取扱者に関わる施策

- 動物取扱業者への普及啓発  
・ブリーダーに対する犬の登録、予防注射の徹底  
・売買時説明事項の確実な実施の指導  
・従業員等の資質向上に向けた研修会等の支援

## 施策を実施するために必要な体制の整備

- 1 各地域ごとの動物愛護推進協議会の設置、動物愛護推進員の選任
- 2 動物愛護団体等のボランティアの育成・支援及び連携
- 3 獣医師会、学校等を含めた関係機関の連携、協働

基本方針の実現